

## <研修会参加報告>

### 「西部地区隣保館連絡協議会県外現地訪問視察研修」に参加して

下榎隣保館長 田貝嘉彦

9月19日、倉敷市にある「真備人権ふれあい館」と「岡山県朝鮮初中級学校」を視察しました。

#### 1) 真備人権ふれあい館

真備人権ふれあい館は、高梁川と小田川が合流する場所にあります。平成30年7月に発生した豪雨では河川がはんらんし土砂が流入。同館もパソコンや机などが被害に遭いましたが、被災後は真備保健福祉会館に移転し、職員配置も維持しながら活動を再開することができたそうです。

フラワーアレンジメント教室・絵手紙教室・太極拳教室などの講座は被災後も継続。公民館がシリーズ講座を中心に展開するのに対し、同館は上記のような参加しやすい単発講座に取り組むなど、公民館との違いをアピールして活動を推進されていました。

来年には、元の場所に人権ふれあい館を再建す

る計画があり、復興に向けてみんなで協力する姿に勇気を与えていただきました。この地域では過去にも水害の経験が。地域の歴史を知ったうえで、ハザードマップを十分確認するなど、みんなが協力して早めの行動に努めることの大切さを実感しました。

#### 2) 岡山県朝鮮初中級学校

校長先生から朝鮮初中級学校の歴史や現在の子どもたちの状況などお受け、授業の様子を見学しました。

同校では、財政的な支援が乏しく、施設の修繕にも苦勞が絶えないとのこと。そんな朝鮮学校の本当の姿を広く理解していただくため、「公開授業」を実施されていました。

「何が私たちにできるのか、を考えさせられた研修になりました。」

「おかわり

ありませんか?」

下榎隣保館生活相談員 西村千秋

下榎隣保館では、高齢者の見守り訪問を定期的に行っています。

訪問の中で、日常生活の様子や健康状態、困りごとなどを会話の中から伺います。その中で、生活についての不安もよく耳にします。「もし一人で倒れていたら」「夜中に体調を崩したら」など、考えていると夜眠れないこともあると話す人もいます。

「広報紙や回覧などを読むことがおつくうになった」「耳が遠くなり来客にも気づかない」「自治会活動への参加やゴミ出しへの不安」「車の運転も高齢で危険なのは分かっているが、利便さから免許更新をしてしまった」など、身近なことにさまざまな不安を抱えていることがうかがえます。

家族や周りに迷惑をかけないよう必要以上に頑張っている高齢者の皆さん。声掛けや状況提供などに重点を置きながら、今後も見守り活動を続けていきます。お気軽に声をかけてください。



## 11月の行事予定

- 6日(水) … 料理教室 内容等調整中です。お楽しみに!
  - 12日(火) … 健康教室 時間/午前10時~午前11時30分 場所/老人憩の家 講師/高橋伸也さん
  - 16日(土) … 生け花(草月流) 時間/午後1時30分~午後4時 場所/下榎集会所 講師/生田清子さん
  - 20日(水) … 出前公民館「みんなでうたおう♪」 時間/午前10時~ 場所/老人憩の家
- どなたでも参加できます。詳しくは、下榎隣保館までお問い合わせください。

# 農業委員会だより No.77

## 女性の視点を日野郡の農業の発展に生かされるか―。

### ▼日野郡の女性農業委員が意見交換

女性農業者は、地域農業の進行や農業経営の発展などに重要な役割を担っています。

女性が経営に参画している経営体ほど収穫が向上する傾向にもあるようです。また、農業委員会法の改正などをふまえ、農業委員などの役職を初めて経験する女性も増えてきました。

このような中、日野郡農業委員会では、7月25

日、日野町公舎で女性委員による交流会を開きました。

当日は、3町から7人の女性委員が参加。意見交換会では、「専業農家でもなく、知らないことも多い。そんな中で自分に何ができるのだろう」「どのような役割を果たせばいいのか」「毎月総会があるが、初めて参加した時は、用語が難しくくてパニックになった」などの経験

談が寄せられました。

それでも、「気後れすることがあっても、1回は質問しようと女性(委員)同士で約束している」「委員でなくても、地域のことをよく知っている人がいる。こういう女性も生かしていくべき」「相続放棄しても、農地の納期が定まるまではきちんと管理すべきであることを説明している」などの話も。各委員が自分の経験や知識を生かしながら、精いっぱい農地と向き合っていることが分かりました。

また、交流会の前には、「日野郡にたたら」について奥日野ガイド倶楽部の佐々木彬夫さんから説明を受け、たたらと地域や農地との関連について知る機会にもなりました。

「今日のメンバーでまた研修会をしよう」という声も上がり、今後の女性委員の活動と活性化が期待されます。



▲町公舎(たたらの楽校)に集まった女性委員ら▶女性ならではの意見や提言が次々と…。委員同士の情報共有や団結力を深める良い機会に



## 農業者年金に加入しましょう

1. 農業に従事している人なら誰でも加入できます。

60歳未満の国民年金第1号被保険者(国民保険料納付免除者を除く)で、年間60日以上農業に従事している人なら誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の人も加入できます。

3. 税制面で大きな優遇措置があります。

▼支払った保険料は、全額社会保険料控除対象となります。

▼将来受け取る農業者年金には、公的年金などの控除が適用されます(65歳以上の人は、公的年金などの合計額が120万円までの場合は、全額控除できます)。

2. 保険料は自分で選べ、いつでも見直しできます。

自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決めることができます(月額2万円から6万7千円の間で千円単位)。経営の状況や老後設計に応じていつでも見直しできます。

4. 80歳までに亡くなった場合は死亡一時金が遺族へ

▼年金は、終身(生涯)受け取ることができます。

▼仮に80歳到達月前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から80歳到達月まで受け取れるはずだった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が、死亡一時金として遺族に支給されます。